

評価基準

本プロポーザルにおける各提案者の評価は次の評価点の合計点（150点満点）により決定するものとする。

1 業務実績及び企画提案書等の内容による評価点（135点）

評価項目		内容	配点
①業務実績等 (45点)	実務実績 (20点)	本業務と同業務（※1）の実績はあるか。 (18点) ※件数で評価 ・県内で2自治体（茨城県含む）以上の実績がある場合は2点加える。	5件以上 (A) 3～4件 (B) 2件 (C) 1件 (D)
	実施体制 (25点)	本業務の実施体制について、管理技術者及び主任技術者の実務経験年数は十分あるか。 (10点) ※2人の合計年数で評価	20年以上 (A) 15～19年 (B) 10～14年 (C) 5～9年 (D) 4年以下 (E)
		技術者（※2）の配置人員は十分あるか。 (12点) ※配置人数で評価 ・関連資格（※3）を有する技術者が1人の場合は1点、2人以上の場合は3点加える	6人以上 (A) 5人 (B) 4人 (C) 3人 (D) 2人以下 (E)
②業務実施計画 (20点)		本業務の目的を理解し、具体的な実施方針が示されているか。	10
		年度別、業務別のスケジュールが、詳細かつ適切で、実現可能なものであるか。	10
③企画提案 (50点)		計画策定に必要となる社会的動向を把握し、国、県、市の関連計画との整合が図られているか。	20
		環境意識調査について、市の環境に関する課題等が把握できるような内容となっているか。	10
		計画について、推進及び進行管理するための、具体的な体制が示されているか。	20
④プレゼンテーション (20点)		提出された資料の文章表現、レイアウト等がわかりやすく整理されているか。	10
		説明がわかりやすく、熱意が感じられるか。また、質疑等に対し、的確な回答ができているか。	10

※1 「同業務」とは、過去10年間（平成26年4月1日から令和6年3月31日まで）において受注した環境基本計画策定業務を指す。

※2 「技術者」とは、管理技術者、照査技術者、主任技術者、担当技術者を指す。

※3 「関連資格」とは、技術士（総合技術監理部門：環境、環境部門、建設部門：建設環境、森

林部門：森林環境)を指す。

※評価配点（係数）

A：優れている（×1.0） B：やや優れている（×0.8） C：普通（×0.5）
D：やや劣る（×0.2） E：評価できない（×0.0）

2 見積金額による評価点（15点）

見積金額	配点
委託料限度額の85%以下	15点
委託料限度額の86%～88%	12点
委託料限度額の89%～90%	10点
委託料限度額の91%～93%	8点
委託料限度額の94%～96%	5点
委託料限度額の97%～99%	3点
委託料限度額と同額	1点
委託料限度額を超えた場合	失格

※小数点以下は切り捨て

3 その他

最高評価点が2者以上ある場合は、見積金額が低い者を受託候補者とする。